

鈴鹿市告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、決算の要領については、鈴鹿市政策経営部財政課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月1日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 令和5年度 鈴鹿市一般会計歳入歳出決算書
- 2 令和5年度 鈴鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書
- 3 令和5年度 鈴鹿市土地取得事業特別会計歳入歳出決算書
- 4 令和5年度 鈴鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書
- 5 令和5年度 鈴鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 6 令和5年度 鈴鹿市水道事業会計決算書
- 7 令和5年度 鈴鹿市下水道事業会計決算書